



# 鳥取県公報

令和2年5月22日（金）  
第9202号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	鳥取県指定保護文化財の指定（301）（文化財課）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定無形文化財の追加認定（302）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定無形民俗文化財の指定（303）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定天然記念物の指定（304）（〃）・・・・・・・・・・ 2
	鳥取県指定保護文化財の指定の一部改正（305）（〃）・・・・・・・・ 3
	生活保護法による指定医療機関の休止の届出（306）（福祉監査指導課） 3
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出（2件）（307・308）（企業支援課） 3
	土地改良区の役員の就退任（309）（東部農林事務所）・・・・・・・・ 5
◇ 選管告示	不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の一部改正（9） 6
◇ 内水面漁 管委告示	あゆの採捕の禁止（3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
	水産動物の採捕の禁止に関する指示（4）・・・・・・・・・・・・ 7
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（警察本部生活安全企画課） 7
◇ 調達公告	随意契約の相手方の決定（教育委員会事務局教育環境課） 8
◇ 正 誤	令和2年5月1日付鳥取県条例第34号中訂正・・・・・・・・・・・・ 9

# 告 示

## 鳥取県告示第301号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 絵画の部

名称	員数	所在の場所
絹本着色不動明王二童子像	1幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館
絹本着色愛染明王像	1幅	鳥取市東町二丁目124 鳥取県立博物館

### 古文書の部

名称	員数	所在の場所
上原家文書	2点	八頭郡智頭町埴師54 智頭町埋蔵文化財センター

## 鳥取県告示第302号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第19条第4項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる鳥取県指定無形文化財について、同表の右欄に掲げる者を当該鳥取県指定無形文化財の保持者として追加認定するので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

無形文化財 の名称	無形文化財の保持者		
	氏名	住所	特徴
染織	吉田 公之介	倉吉市鍛冶町	1 父・吉田たすくが研究復元した「 <small>ふうつうおり</small> 風通織」の技法を受け継ぎ、複雑で高度な織り方を体現することができる。 2 次第に色が変わっていくグラデーションを得意とし、緻密な計算に基づいた織り方に加え、糸の染め方や配列を工夫し、美しく存在感のあるデザインを織り出す。

## 鳥取県告示第303号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第25条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形民俗文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	保護団体
ため池における魚 <small>うおふせかご</small> 伏籠（ウグイ）漁	鳥取市 西伯郡南部町	大堤うぐい突き保存会 南部町浅井区

## 鳥取県告示第304号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 天然記念物の部

名称	所在地又は地域
日南町神福のサクラソウ群落	日野郡日南町神福のうち実測850.44平方メートル

**鳥取県告示第305号**

昭和49年3月29日鳥取県教育委員会告示第5号（鳥取県保護文化財の指定について）の一部を次のとおり変更するので告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県指定保護文化財	変更事項	変更前	変更後
高田家住宅	名称	高田家住宅附家相図 1 枚	高田家住宅
	員数	主屋 1 棟  附家相図 1 枚	8 棟 主屋 カド蔵 米蔵 道具蔵 味噌蔵及び風呂 門長屋（内部の一部を除く） 養蚕場 薬用人参製造場 附家相図（明治16年） 1 枚

**鳥取県告示第306号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から薬局を休止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

薬局

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
薬局山本	米子市河岡582-2	令和2年3月1日

**鳥取県告示第307号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
鳥取駅ショッピングプラザ 鳥取市東品治町111-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
J R 西日本山陰開発株式会社 代表取締役社長 貴谷 健史 島根県松江市朝日町字伊勢宮472-2
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

6 の書類に記載のとおり

- 4 変更年月日  
令和元年11月1日ほか
- 5 届出年月日  
令和2年4月16日
- 6 縦覧に供する書類  
届出書
- 7 縦覧に供する期間  
令和2年5月22日から4月間
- 8 縦覧に供する場所  
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出  
大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

#### 鳥取県告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
T S U T A Y A 米子東福原店 米子市東福原六丁目822-4 外
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
有限会社ジェイズクラブ 代表取締役 木口 順一郎 島根県安来市汐手が丘29-7
- 3 変更する事項
  - (1) 店舗面積の合計  
変更前 1,232平方メートル  
変更後 2,038平方メートル
  - (2) 施設の配置に関する事項
    - ア 駐輪場の位置及び収容台数
      - (ア) 位置  
6の書類に記載のとおり
      - (イ) 収容台数  
変更前 40台  
変更後 48台
    - イ 荷さばき施設の位置及び面積
      - (ア) 位置  
6の書類に記載のとおり
      - (イ) 面積  
変更前 40平方メートル  
変更後 80平方メートル
    - ウ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
      - (ア) 位置  
6の書類に記載のとおり
      - (イ) 容量

変更前 7.90立法メートル

変更後 21.32立法メートル

4 変更年月日

令和3年1月12日

5 届出年月日

令和2年5月12日

6 縦覧に供する書類

届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

令和2年5月22日から4月間

8 縦覧に供する場所

鳥取県商工労働部企業支援課、鳥取県西部総合事務所地域振興局及び米子市経済部商工課

9 意見書の提出

大規模小売店舗の変更に関し意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第309号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により告示する。

令和2年5月22日

鳥取県東部農林事務所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理 事	神 谷 博 文	岩美郡岩美町大字院内262
	〃 飯 野 隆	岩美郡岩美町大字黒谷103
	〃 澤 貴 志	岩美郡岩美町大字大谷1555-4
	〃 澤 孝 也	岩美郡岩美町大字大谷641
	〃 楠 田 理	岩美郡岩美町大字本庄503
	〃 山 本 勝 義	岩美郡岩美町大字岩常475-1
	〃 橋 本 昭 徳	岩美郡岩美町大字河崎447
	〃 岸 龍 司	岩美郡岩美町大字大谷586
	〃 大 西 勇	岩美郡岩美町大字大谷1881-1
	〃 横 田 光 男	岩美郡岩美町大字長郷123
	〃 前 田 節 夫	岩美郡岩美町大字太田134
	〃 森 田 和 邦	岩美郡岩美町大字池谷294
	〃 谷 口 和 義	岩美郡岩美町大字延興寺53
	〃 難 波 英 治	岩美郡岩美町大字真名61
	〃 米 村 文 秀	岩美郡岩美町大字大谷2382
	〃 成 瀬 博 文	岩美郡岩美町大字長谷868
	〃 大 森 彰 稔	岩美郡岩美町大字馬場85
	〃 滝 山 節 夫	岩美郡岩美町大字小田192
	〃 谷 口 博 義	岩美郡岩美町大字相山37
	〃 中 島 隆 敏	岩美郡岩美町大字岩井574
	〃 北 村 量 弘	岩美郡岩美町大字荒金360-1
	〃 米 山 勝	岩美郡岩美町大字外邑281
監 事	田 中 展 昌	岩美郡岩美町大字池谷59
	〃 澤 貢	岩美郡岩美町大字大谷834-2

〃 美 波 幸 治 岩美郡岩美町大字岩常460  
令和2年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

- 理 事 神 谷 博 文 岩美郡岩美町大字院内262
  - 〃 岸 龍 司 岩美郡岩美町大字大谷586
  - 〃 谷 口 和 義 岩美郡岩美町大字延興寺53
  - 〃 大 森 彰 稔 岩美郡岩美町大字馬場85
  - 〃 橋 本 昭 徳 岩美郡岩美町大字河崎447
  - 〃 中 村 庄 一 岩美郡岩美町大字大谷491- 5
  - 〃 大 西 勇 岩美郡岩美町大字大谷1881- 1
  - 〃 平 田 政 弘 岩美郡岩美町大字本庄482
  - 〃 横 田 光 男 岩美郡岩美町大字長郷123
  - 〃 前 田 節 夫 岩美郡岩美町大字太田134
  - 〃 高 村 義 正 岩美郡岩美町大字岩常278
  - 〃 谷 垣 敏 雄 岩美郡岩美町大字外邑352- 2
  - 〃 滝 山 節 夫 岩美郡岩美町大字小田192
  - 〃 谷 口 博 義 岩美郡岩美町大字相山37
  - 〃 中 島 隆 敏 岩美郡岩美町大字岩井574
  - 〃 原 田 健太郎 岩美郡岩美町大字大谷678- 4
  - 〃 山 田 健 一 岩美郡岩美町大字黒谷98
  - 〃 北 村 量 弘 岩美郡岩美町大字荒金360- 1
  - 〃 山 口 浩 司 岩美郡岩美町大字長谷851
  - 〃 山 本 勝 岩美郡岩美町大字白地165- 4
  - 〃 足 立 公 司 岩美郡岩美町大字真名69
  - 〃 原 田 泰 一 岩美郡岩美町大字大谷796- 2
  - 〃 田 中 智 臣 岩美郡岩美町大字池谷312
  - 監 事 澤 孝 也 岩美郡岩美町大字大谷641
  - 〃 宮 谷 康 裕 岩美郡岩美町大字岩常555
  - 〃 亀 井 勲 岩美郡岩美町大字黒谷29- 3
- 令和2年4月1日就任 任期4年

## 選挙管理委員会告示

**鳥取県選挙管理委員会告示第9号**

昭和61年鳥取県選挙管理委員会告示第33号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

令和2年5月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前			
1 病院 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	施設名	所在地	1 病院 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">施設名</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">所在地</td> </tr> </table>	施設名	所在地
施設名	所在地				
施設名	所在地				

略		略	
鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242	鳥取医療生協鹿野温泉病院	鳥取市鹿野町今市242
鳥取医療生活協同組合介護医療院レインボーしかの	〃		
略		略	
社会医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880	医療法人同愛会博愛病院	米子市両三柳1880
略		略	
2～4 略		2～4 略	

### 内水面漁場管理委員会告示

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、あゆの繁殖保護を図るため、その採捕を次のとおり禁止する。

令和2年5月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

採捕を禁止する河川	禁止する漁法	禁止する期間
1 加勢蛇川（東伯郡琴浦町大字野井倉266地先えん堤から下流の区域）	投網	令和2年6月1日から同月30日まで
2 勝田川（東伯郡琴浦町大字佐崎154-1地先佐崎橋から下流の区域）	〃	〃

#### 鳥取県内水面漁場管理委員会告示第4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、水産動物の繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

令和2年5月22日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 安 藤 重 敏

1 指示内容

鳥取市円通寺における円通寺橋上流端から上流240メートルの地点と上流535メートルの地点の間の千代川の区域では、水産動物を採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 鳥取県内水面漁業調整規則（昭和40年鳥取県規則第47号）第38条第1項の規定により、鳥取県知事の許可を受けた場合
- (2) 鳥取県内水面漁場管理委員会が特に理由を認め、採捕を承認した場合

2 指示期間

令和2年6月1日から令和3年5月31日まで

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び

空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年5月22日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		令和2年6月18日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	琴浦大山、米子、境港及び黒坂 の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		令和2年6月26日 午後1時30分から 午後4時30分まで	〃	〃

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を經由して公安委員会に提出すること。

6 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,900円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑

## 調 達 公 告

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。



令和2年5月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |  |
|--------------------|--|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量  | 県立高校学事支援システム賃貸借及び保守運用業務 一式   |
| 2 契 約 方 式          | 随意契約   |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 令和2年3月27日  |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | テクノコーポレーション・ソルコム共同企業体<br>熊本県熊本市南区八幡五丁目17-43  |
| 5 契 約 金 額          | 68,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）  |
| 6 随意契約による理由        | 随意契約の相手方と既に契約を締結した特定役務に関連して提供を受ける同種<br>の特定役務の調達をするものであり、随意契約の相手方以外の者から調達すると<br>その特定役務の便益を享受することに著しい支障が生じるおそれがあるため。（政<br>令第11条第1項第2号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県教育委員会事務局教育環境課<br>鳥取市東町一丁目271  |

---

## 正 誤

令和2年5月1日付鳥取県公報号外第45号の鳥取県条例第34号（鳥取県税条例の一部を改正する条例）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

行 18から20まで

誤 （令和2年法律第 号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

正 （令和2年法律第25号。次条第5項において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）

頁 8

行 下から2

誤 （令和2年法律第 号）

正 （令和2年法律第26号）